

令和5年8月3日

令和5年度

第1回守口市国民健康保険運営協議会

資 料

令和4年度国民健康保険事業決算見込

資料1

【歳入】

(単位:百万円)

項目		令和4年度 予算 A	令和4年度 決算見込 B	比較 B-A	備考	
保険料	現年分保険料	医療分	1,935	1,866	▲ 69	
		支援分	576	559	▲ 17	
		介護分	241	220	▲ 21	
	滞納繰越分 保険料	医療分	113	135	22	
		支援分	37	43	6	
		介護分	18	20	2	
小計		2,920	2,843	▲ 77		
国庫支出金	国庫負担金・補助金	0	0	0	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 101,000円	
	小計	0	0	0		
府支出金	府負担金・補助金	13	13	0	老人等医療費助成事業に係る補助金	
	普通交付金	10,755	10,268	▲ 487	医療給付費、保健事業(府共通経費)に係る交付金	
	特別交付金	182	191	9	特別調整交付金、保険者努力支援制度分等	
小計		10,950	10,472	▲ 478		
繰入金	保険基盤安定分	1,154	1,124	▲ 30	低所得者の保険料軽減相当分及び低所得者の被保険者数に応じた補填	
	職員給与費等	325	272	▲ 53	職員の人件費、事務費等	
	未就学児均等割	15	11	▲ 4	未就学児均等割保険料×5/10	
	出産育児一時金	50	22	▲ 28	出産育児一時金×2/3	
	財政安定化支援	90	90	0	特別事情による財政補助	
	その他	16	17	1	地方単独事業波及分	
	一般会計繰入金小計	1,650	1,536	▲ 114		
基金繰入金	79	0	▲ 79	国民健康保険財政調整基金		
繰越金	190	368	178			
その他	75	84	9	延滞金、第三者行為求償等の返還金等		
歳入合計		15,864	15,303	▲ 561		

【歳出】

(単位:百万円)

項目		令和4年度 予算 C	令和4年度 決算見込 D	比較 D-C	備考
総務費		329	303	▲ 26	人件費・事務費等
保険給付費	療養給付費	8,978	8,554	▲ 424	医療機関 7割分
	療養費	170	150	▲ 20	柔整、コルセット等
	高額療養費	1,405	1,324	▲ 81	自己負担限度額超の給付
	高額介護合算療養費	2	2	0	医療費と介護サービス費用の合算額の自己負担限度額超の給付
	出産育児一時金	74	46	▲ 28	1件 420,000円(産科医療補償制度含む)
	葬祭費	13	10	▲ 3	1件 50,000円
	その他給付	55	49	▲ 6	審査支払手数料、出産育児一時金等の支払事務費、精神・結核医療、傷病手当金
小計		10,697	10,135	▲ 562	
事業費納付金	医療給付費分	3,194	3,194	0	医療給付費の財源となる府に納める納付金
	後期高齢者支援金等分	859	859	0	後期高齢者支援金等の財源となる府に納める納付金
	介護納付金分	348	348	0	介護納付金の財源となる府に納める納付金
小計		4,401	4,401	0	
共同事業	その他共同事業拠出金	0	0	0	退職者医療制度対象者把握に係る費用
	小計	0	0	0	
保健事業	193	114	▲ 79	特定健診、ヘルスアップ事業の費用等	
基金積立金	194	190	▲ 4	国民健康保険財政調整基金	
その他	47	30	▲ 17	還付金等	
予備費	3	0	▲ 3		
歳出合計		15,864	15,173	▲ 691	

【内一般分】			
	予算	決算	比較
療給	8,978	8,554	▲424
療養	170	150	▲20
高額	1,405	1,324	▲81
合算	2	2	0
計	10,555	10,030	▲525

(単位:百万円)

収支差引(歳入合計-歳出合計) A	130
単年度収支(A-繰越金) B	▲ 238
実質単年度収支(B-基金繰入金+基金積立金)	▲ 48

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給等について

1 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の財政支援について

国からの財政支援の適用期間の終期を「令和5年5月7日」から「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症である期間の最終日までに新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる者が、その療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後、労務に就くことを予定していた日のうち最初の日」に改めました。

※令和5年4月28日付けで国から「国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について」(令和5年2月10日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)について、財政支援の終期の補足説明が示されました。なお、これに伴う規則改正については、令和5年5月23日に施行しております。

2 傷病手当金実施内容

対象者

以下のすべてを満たす方

- ①給与の支払いを受けている
- ②新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため働くことができず、給与の全部又は一部を受け取ることができない

支給日数

働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から、働くことができない期間のうち、就労を予定していた日 ※別紙「支給日数の考え方」参照

計算方法

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額)
× 2/3 × 日数(支給対象となる日数)

※給与等の全部又は一部を受け取ることができる場合は、支給額が調整される、又は支給されない場合があります。

※1日当たりの支給額には上限があります。

適用期間

令和2年1月1日～令和5年5月7日の間に感染した新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる発熱等の症状を含む。)の療養のため働くことができない期間

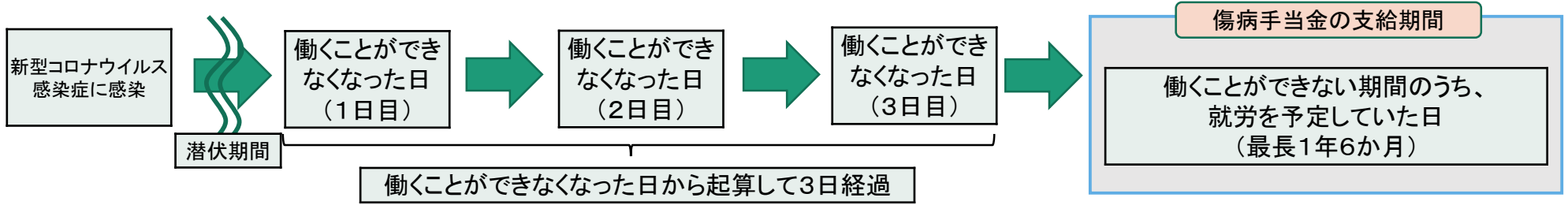
※入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで適用されます。

支給実績

令和4年度	120件	3,612,673円
令和5年度	7件	76,229円 (令和5年6月末現在)

支給日数の考え方

働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から、働くことができない期間のうち、就労を予定していた日



【例】 令和5年5月7日に新型コロナウイルス感染症に感染。5月10日から働くことができなくなり、5月18日から職場復帰した場合
条件：平日勤務、土日祝休み

5月						
日	月	火	水	木	金	土
7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
新型コロナウイルス感染症に感染			働くことができなくなった日(1日目)	働くことができなくなった日(2日目)	働くことができなくなった日(3日目)	休み
		潜伏期間	働くことができなくなった日から起算して3日経過			
14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
休み	就労を予定していた日	就労を予定していた日	就労を予定していた日	職場復帰		休み
	傷病手当金の支給期間					

新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症である期間の最終日

療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後、労務に就くことを予定していた日のうち最初の日

※令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、傷病手当金の支給の対象となりません。

事務連絡
令和5年2月10日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については、「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」（令和2年3月10日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）等に基づいて行っていたところといたします。

傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間については、令和2年1月1日から令和5年3月31日の間に感染した新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる発熱等の症状を含む。以下同じ。）の療養のため労務に服することができない期間としてきましたが、今般、令和5年4月1日から同年5月7日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても同様の支援の対象とすることといたします。なお、当該期間における財政支援は、令和5年度の国民健康保険の特別調整交付（補助）金又は後期高齢者医療の特別調整交付金により措置することを予定しており、対象者や支給額等については、これまでお示ししたとおりといたします。

また、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、同日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については、財政支援を終了しますのでお知らせいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合への周知のほど、お願いいたします。

【補足】新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について（抜粋）

照会事項	回答
<p>令和2年3月24日付け事務連絡で示された条例参考例によれば、「支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日の間に属する場合に適用することとする。」とされており、今般の財政支援の終了に当たり、「規則で定める日」を令和5年5月7日とした場合、令和5年5月7日に感染した感染症により5月10日以降に支給を始める場合が対象とならないのではないか。</p>	<p>令和2年3月の条例参考例を发出した時点では、財政支援の終了時期や終了時の支給対象等が未定であったため、条例参考例では、傷病手当金の支給を開始した日に着目し、その適用期間を参考例としてお示ししていたところであるが、今般の財政支援の対象となるのはNo.1で示したとおりである。各自治体の運用状況に応じた取扱いを行っていただくようお願いしたい。保険者の条例を適宜解釈の上運用する方法や、規則において「規則で定める日」を「<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症である期間の最終日までに新型コロナウイルス感染症に感染（発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合を含む。）した者が、その療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後、労務につくことを予定していた日のうち最初の日</u>」と規定するなどの方法が可能である。</p>

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免について

1 令和5年度における新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の財政支援について

国からの財政支援については、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、令和4年度相当分の保険料までで終了しました。なお、令和5年度に令和4年度相当分までの保険料について賦課し、当該減免を行った場合は、減免額の全額が国から財政支援されます。

2 減免の実施内容

対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する世帯の方 ⇒ **保険料の一部を減額**

- ① 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の30%以上であること
- ② 前年の地方税法に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（※）の合計額が1,000万円以下であること
（※）地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額
- ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

計算方法

○減免額＝減免対象保険料額(A×B/C)×減免割合(D)

減免対象の保険料額(A×B/C)

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額
- B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者 全員の前年の合計所得金額
- ※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。
- ※年金収入のみの世帯、非自発的失業者は減免対象になりません。

合計所得金額に応じた減免割合(D)

- 300万円以下の場合 :全部(10分の10)
- 400万円以下の場合 :10分の8
- 550万円以下の場合 :10分の6
- 750万円以下の場合 :10分の4
- 1,000万円以下の場合 :10分の2

適用期間

令和元年度相当分から令和4年度相当分までの保険料であって、当該減免について、国から財政支援を受けていない保険料

減免実績

令和4年度
274件 54,652,389円

令和5年度
1件 206円
(令和5年6月末現在)

事務連絡

令和5年2月10日

都道府県民生主管部（局）	}	御中
国民健康保険主管課（部）		
総務主管部（局）		
国民健康保険税主管課（部）		

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和4年3月14日付け事務連絡。以下「令和4年3月14日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等に係る財政支援の拡充について」（令和4年11月9日付け事務連絡）等に基づき、財政支援を行っているところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、令和4年度相当分の保険料（税）までで財政支援を終了することとします。

都道府県におかれましては、令和5年度以降における取扱いについて、下記内容を御了知の上、貴管内の保険者への周知等よろしくお願いいたします。

記

過去財政支援の対象となった令和元年度～令和4年度相当分保険料（税）の取扱いについて

- 以下に示す減免を行った場合については、令和5年度特別調整交付（補助）金の交付対象とする予定である。令和5年度特別調整交付（補助）金の交付基準は追って通知する。なお、本件減免については、令和6年度以降の特別

調整交付（補助）金の交付対象とはならないので留意されたい。

（市町村）

- （１）令和４年３月１４日事務連絡別紙１の基準に該当する被保険者に対して、令和４年度分の保険料（税）であって、令和５年１月１日から令和５年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。）が到来する保険料（税）の減免を行った場合は、その１０分の１０に相当する額を、令和５年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。
- （２）令和４年３月１４日事務連絡 別紙１の基準に該当する被保険者に係る令和４年度相当分の保険料（税）額であって、令和４年度末に資格を取得したこと等により令和５年４月以後に普通徴収の納期限が到来するものについては、その１０分の１０に相当する額を、令和５年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。
- （３）「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和２年５月１日付け保国発 0501 第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和３年６月２日付け事務連絡）又は令和４年３月１４日事務連絡に基づき、令和元年度相当分、令和２年度相当分、令和３年度相当分又は令和４年度相当分の保険料（税）の減免を行った場合であって、当該減免額について、令和２年度、令和３年度又は令和４年度の国民健康保険災害等臨時特例補助金又は特別調整交付金により財政支援を受けていない場合は、その１０分の１０に相当する額を、令和５年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。

（国保組合）

- （１）令和４年３月１４日事務連絡 別紙２の基準に該当する被保険者に対して、令和４年度分の保険料であって、令和５年１月１日から令和５年３月３１日までの間に納期限が到来する保険料の減免を行った場合は、その１０分の１０に相当する額を、令和５年度の特別調整補助金により財政支援する予定であること。
- （２）令和４年３月１４日事務連絡 別紙２の基準に該当する被保険者に係る令和４年度相当分の保険料額であって、令和４年度末に資格を取得したこと等により令和５年４月以後に納期限が到来するものについては、その１０分の１０に相当する額を、令和５年度の特別調整補助金により財政

支援する予定であること。

(3) 「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について」(令和2年5月1日付け保国発0501第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免等について」(令和3年6月2日付け事務連絡)又は令和4年3月14日事務連絡に基づき、令和元年度相当分、令和2年度相当分、令和3年度相当分又は令和4年度相当分の保険料の減免を行った場合であって、当該減免額について、令和2年度、令和3年度又は令和4年度の国民健康保険組合災害等臨時特例補助金又は特別調整補助金により財政支援を受けていない場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整補助金により財政支援する予定であること。

2 減免対象期間中に既に徴収した保険料(税)がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うことも考えられること。